

**「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスに係る共通化推進方針案」
に対する自治体意見等を踏まえた修正意見**

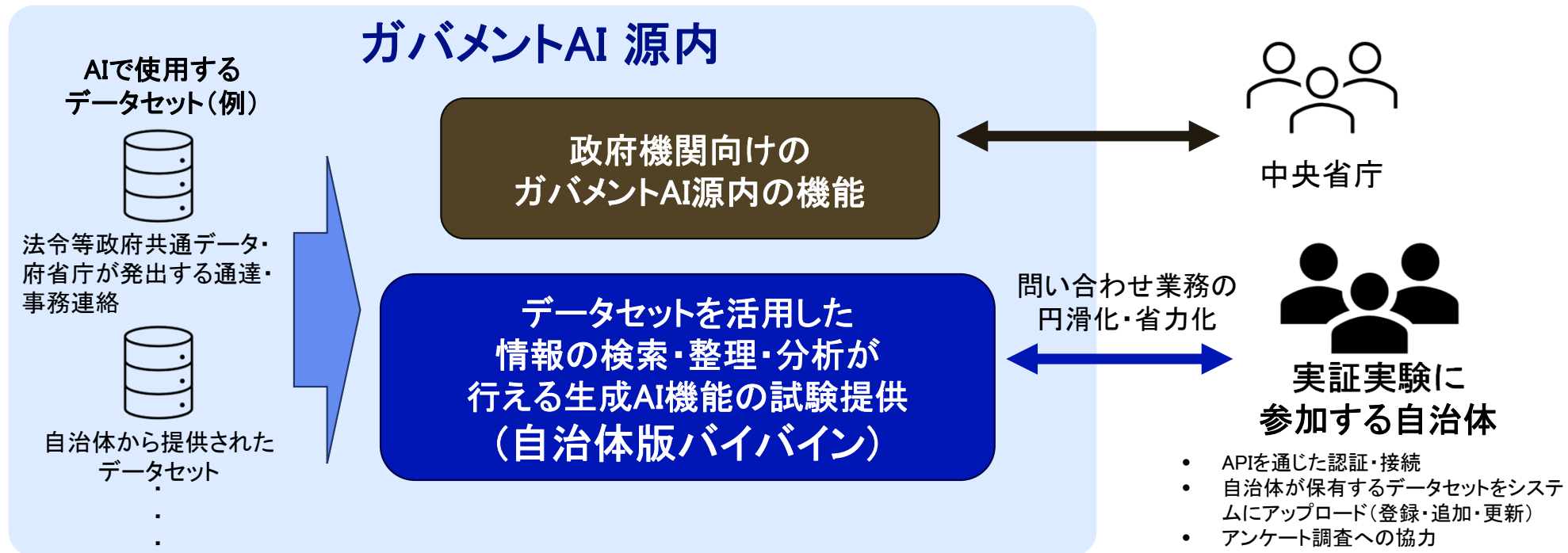
国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>1. 共通化推進方針の概要</p> <p>（略）</p> <p>（イメージ）</p> <p><u>⇒別添のとおり、「※ガバメント AI 源内のセキュリティ対策」について追記するとともに、「※セキュリティの確保については、実証実験に参加する自治体においても対策することが必要。」を追記する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通システムにおいては、情報の正確性を確保するとともに、十分な情報セキュリティ対策を講じることが自治体から求められています。 ・ガバメント AI 源内は、情報セキュリティ対策やハルシネーション対策等の情報の安全性に関する取組を公募条件として構築されたシステムであると理解しています。また、自治体版パイプラインは、このガバメント AI 源内を活用するものです。 ・これらの仕様を明確に記載することは、自治体による積極的な実証実験への参加を促すとともに、その後のシステム活用を推進する上でも重要であると考えため、左記修正意見をするものです。 ・また、セキュリティの確保については、共通システムを利用する自治体においても対策を講じる必要があることから、併せて修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正理由を踏まえ、意見を受け入れる。 ・ただし、文言については、別添のとおりとしていただきたい。 ・なお、ハルシネーションが生じた場合の確認などの対策については利用者である自治体側で行うべきであることから、本文中の図（※）におけるハルシネーション対策に係る記載は削除した。自治体のチェック体制については処理番号 1-2 における修正で対応できると考えている。 <p>※「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス（“自治体パイプライン”）のイメージ」</p>	
<p>【事務局回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴省庁の修正案を受け入れる。 	

自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス(“自治体バイバイン”)のイメージ

別添

- デジタル庁は、自治体職員が行う政府機関に対する問い合わせ・照会業務の円滑化および省力化に資することを目的として、デジタル庁が政府向けに構築したガバメントAI源内で使用するデータセットの一部を対象に、自治体がデータの検索・整理・分析を行うことができる生成AI機能(自治体版バイバイン)を自治体に対して試験的に提供



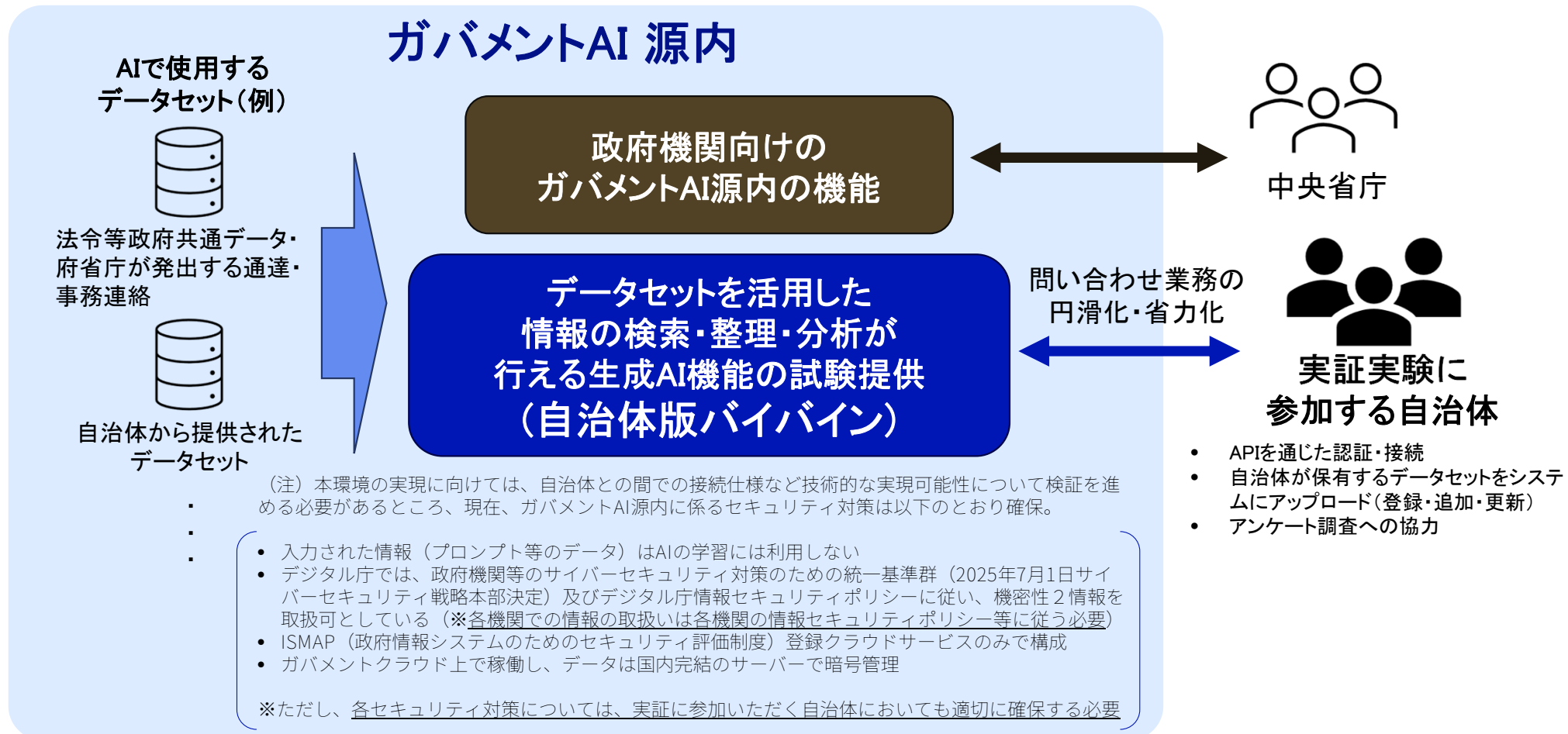
- APIを通じた認証・接続
- 自治体が保有するデータセットをシステムにアップロード(登録・追加・更新)
- アンケート調査への協力

- ※ガバメントAI源内のセキュリティ対策等について(出典:デジタル庁「政府職員のためのガバメントAI源内活用ガイド～生成AIを効率的かつ安全に使うために～」)
- 源内がシステムとして使用している生成AIプラットフォームでは、政府職員が入力したデータを各AIモデル(大規模言語モデル(LLM))の学習に利用することはない。
- 政府職員が機密性2情報を扱えるよう、政府の統一的な情報セキュリティ基準およびデジタル庁の情報セキュリティポリシーに準拠して構築されている。
- 構成要素は、ISMAR登録クラウドサービスのみを使用している。
- システムはガバメントクラウド上で稼働し、データは日本国内サーバーで暗号化管理され、海外には送信されない。
- 利用ログは最長3年間保管され、必要時のみ厳格な権限管理の下で閲覧される。
- AIの出力はあくまでも「たたき台」や「参考情報」として活用し、最終的な内容の正確性については職員自身が責任を持って確認することが必要。
- ※セキュリティの確保については、実証実験に参加する自治体においても対策することが必要。

自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス(“自治体バイバイン”)のイメージ

別添

- デジタル庁は、自治体職員が行う政府機関に対する問い合わせ・照会業務の円滑化および省力化に資することを目的として、デジタル庁が政府向けに構築したガバメントAI源内で使用するデータセットの一部を対象に、自治体がデータの検索・整理・分析を行うことができる生成AI機能(自治体版バイバイン)を自治体に対して試験的に提供



「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスに係る共通化推進方針案」
 に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 自治体版バイバインの実証実験 (2) 実証実験の参加条件（予定）</p> <p>（略）</p> <p>ウ. 利用体制・ルール等の整備 自治体版バイバインの利用・管理を担当するシステム担当職員を参加自治体に1名以上配置（他業務との併任含む）することを原則とし、各団体の情報セキュリティポリシーに基づきながら自治体版バイバインの利用に関する自治体側の規程・利用ルール・ファクトチェック体制を整備すること。また、自治体職員に対して、生成 AI の適切な利用方法・注意事項に関する庁内周知・研修等を実施すること。 デジタル庁が定める様式により、自治体版バイバインの利用状況や導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。</p> <p>（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通システムにおけるハルシネーション対策については、自治体から高い関心が寄せられています。 ・ 共通システムの開発および検証にあたっては、ハルシネーションが発生しにくいよう、十分に配慮した設計が求められます。 ・ 一方で、AI においてはハルシネーションの発生を完全に防止することは困難であることから、自治体における運用面での対策も重要であると考えます。 ・ 今後、国と地方が連携して取組を推進していくためには、各自治体がそれぞれの情報セキュリティポリシーに基づきながら、規程・利用ルール・ファクトチェック体制を整備することが不可欠であることから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載</p> <p>修正理由を踏まえ、意見を受け入れる。</p>	

「ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>○ ふるさと住民登録制度の制度運用のために必要なものであり、地方公共団体にとって共通の業務であることに加え、人口減少等を背景とした地域の担い手不足の解消・地域の活性化が急務であることに鑑み、国の共通のシステムを既存のプラットフォーム等も必要に応じ活用しながら、また、民間サービスとも連携しつつ、地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できるものと考えられる。</p>	<p>・関係府省庁ヒアリングや共通化の対象候補案に対する意見照会において、既存のプラットフォームや民間サービスとの連携について提案する意見がありました。</p> <p>・これらのサービスとの連携については重要と考えられるため左記修正意見をするものです。</p>
<p>【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正意見を受け入れる。</p>	

「ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の地方公共団体のイベントや担い手募集情報等の各種情報を、アプリ（ふるさと住民アプリ）1つで受け取ることができる。具体的には、ベーシック登録を行えば、登録先の地方公共団体から自身の関心に応じた情報を受け取ることができる。 ○ また、ふるさと住民アプリでは、自身の地域での担い手活動を簡単に記録していくことができ、一定の要件を満たすと、プレミアム登録となり、地域で活動を行うための官民からの様々なサポートを受けることができる。 ○ さらに、ベーシック登録、プレミアム登録それぞれに対応した登録証が発行され、スマホアプリで当該登録証を表示することで、自身が当該地方公共団体における関係人口であることを簡単に証明することができ、特にプレミアム登録後に官民からサポートを受ける際には、有効に活用することができる。 ○ 詳細については「ふるさと住民登録制度」ガイドライン (https://www.soumu.go.jp/main_content/001064201.pdf) に記載のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通化の対象候補案に対する意見照会や中間報告会において、ふるさと住民登録制度の詳細に関する質問等がありました。 ・ ふるさと住民登録制度の詳細に関する理解は本件システムの活用の基礎となる重要なものであるため、左記意見をするものです。
<p>【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正意見を受け入れる。</p>	

「ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法</p> <p>(2) 共通化の効果</p> <p>ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化</p> <p>○ <u>トータルコストの最小化については2(1)イにも記載しているが</u>、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、今後10年後（2034年度）に目指す姿として関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出する旨盛り込まれていることやモデル事業の進捗等も踏まえながら、今後、検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」において、共通化に当たっては国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討するよう依頼したところです。 ・ご提出いただいた共通化推進方針案の2(2)ウに国・地方を通じたトータルコストの最小化の記載がありますが、トータルコストに係る具体的な説明は2(1)イにもみられることから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正意見を受け入れる。</p>	

「土木施設に関する住民からの通報等システムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の結果報告」
 に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由																												
<p>1. 業務・システム名 土木施設に関する住民からの通報等システム (1) 業務の実態 ア. 管理施設の概要</p> <p><u>道路・河川・公園については、管理主体は、国・都道府県・市町村に分かれており、道路の場合は、高速道路株式会社が管理しているものもある。管理延長については、道路は、市町村の管理延長が長く、河川は市町村の管理延長は短く、県の管理延長が長い。公園はほぼ市町村の管理施設で、国の管理施設は17箇所しかない。このように、国・都道府県・市町村の管理の割合は、それぞれの施設で異なる。これらの施設のうち国管理施設については、それぞれの施設について事務所及び出張所が存在し、両所が連携して通報対応等も行っている。</u></p> <table border="1" data-bbox="289 938 1192 1162"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>管理者</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>高速道路株式会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td></td> <td>約24,000km</td> <td>約162,000km</td> <td>約1,035,000km</td> <td>約10,000km</td> <td>約1,231,000km</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td></td> <td>約11,000km</td> <td>約113,000km <small>一級河川(指定河川)、二級河川</small></td> <td>約20,000km</td> <td>-</td> <td>約144,000km</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td></td> <td>17箇所</td> <td>約500箇所</td> <td>約114,500箇所</td> <td>-</td> <td>約115,000箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 道路法及び河川法等に基づく延長等を記載。</small></p> <p>イ. 施設管理にかかる業務実態 (ア) 道路管理</p> <p><u>道路については、国土交通省が道路緊急ダイヤル#9910を運用している。主な通報内容は、路面のひび割れ、穴ぼこ、落下物、動物の死骸、倒木といった道路交通に直ちに支障がある緊急の通報内容を対象としている。道路は、国道・都道府県</u></p>	分野	管理者	国	都道府県	市町村	高速道路株式会社	合計	道路		約24,000km	約162,000km	約1,035,000km	約10,000km	約1,231,000km	河川		約11,000km	約113,000km <small>一級河川(指定河川)、二級河川</small>	約20,000km	-	約144,000km	公園		17箇所	約500箇所	約114,500箇所	-	約115,000箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」(令和7年9月26日付国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。)においては、「国土交通省は、令和8年3月末までに、道路、河川等の各分野における既存の業務・システムの実態等を踏まえて・・・共通化することが適当かを検討」するよう依頼しております。 ・その上で、国土交通省における実現可能性調査の結果、本件については共通化以外の方法の検討が妥当と判断されました。この判断を受けた国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（以下「WT」という。）においては、慎重な議論の結果、基本方針に基づき、「共通化以外の方法の検討が妥当とされたもの」として、検討結果を連絡協議会に報告する対応を求めたところです。 ・本件結果報告は、このような議論の経緯を踏まえ、作成されました。 ・その上で、作業依頼においては、「国土交通省は、令和8年3月末までに、道路、河川等の各分野における既存の業務・システムの実態等を踏まえて・・・共通化することが適当かを検討」するよう求めており、本件結果報告においても、既存の業務・システムの実態等に関する説明を盛り込むことが妥当であると考えられます。 ・このような観点から、左記修正意見をするものです。
分野	管理者	国	都道府県	市町村	高速道路株式会社	合計																							
道路		約24,000km	約162,000km	約1,035,000km	約10,000km	約1,231,000km																							
河川		約11,000km	約113,000km <small>一級河川(指定河川)、二級河川</small>	約20,000km	-	約144,000km																							
公園		17箇所	約500箇所	約114,500箇所	-	約115,000箇所																							

道・市町村道・高速道路等がすべて線で繋がっていて、通報する者が道路の管理者や異状のあった場所を直ちに判断することは困難である。そのため、道路に関する緊急通報は全て道路緊急ダイヤル#9910で受けている。

通報フローとしては、異状のあった場所を確認し、管理者を特定し、その管理者（国土交通省・都道府県・市町村・高速道路株式会社）に連絡する仕組みとなっている。

通報の頻度は、1ヶ月平均すると電話が3万件程度、LINEが3,400件程度。直近1ヶ月（令和7年5月）の通報件数の内訳は、電話は高速道路・有料道路の通報が多く、LINEは都道府県・市町村の管理道路の通報が多い。

(イ) 河川管理

河川については、通報内容に、施設の異常に関するものはほぼない。問合せ・相談・苦情等としては、除草関係、河川敷の占用などの手続関係が多い。

通報フローとしては、住民から電話、メール、来所による通報を受け、事務所職員が電話、メール、対面で対応する。

通報の頻度としては、いくつかの直轄河川事務所に関して調査したところ、年間で数百件～数千件程度である。都道府県管理の河川など管轄外施設に関する問合せはほぼない。

(ウ) 公園管理

公園については、通報内容に、施設の異常に関するものもあるが、スタッフ対応や利用者マナーなどについての苦情が多くを占める。

通報フローとしては、基本的には各公園には管理事務所があり現場スタッフが常駐しているので、公園利用者が対面で直接受け付ける。また、意見箱を園内に設置している。

通報の頻度としては、公園ごとに年間180件程度の問合せがあるが、施設の異常に関するものは1割程度で、急を要するものはほぼない。道路や河川のように線ではなく点で存在するため、異なる管理者の施設に関する問合せはほぼない。

ウ. 自治体の通報等システムの導入事例

本件システムの共通化の実現可能性調査に当たり、一部の自治体における通報等に係るシステムの導入状況を各自治体のホームページ等から調査した。

その結果、まず、名古屋市、山口市、一宮市がLINEで道路と公園の通報システ

ムを運用していることを確認した。山口市、一宮市は、同システムの入力フォーム部分について、LoGo フォーム（ノーコード・ローコードのシステム）を使用している。また、大阪府のLINEの通報システムは道路と公園に加え河川も対象にしている。

My City Report というアプリも様々な自治体が導入しており、同アプリについて、デジタル庁がデジタル地方創生サービスカタログに掲載して、自治体に紹介している。加えて、総務省では、行政相談（行政苦情 110 番）として、国、地方共通の相談窓口を設置している。

エ. 道路に関する問い合わせ窓口について

(ア) 道路緊急ダイヤル #9910

道路緊急ダイヤルは、道路利用者が道路の異状等を道路管理者に通報できるシステムである。国道だけでなく、都道府県道や市町村道の通報も受付けている。

従来の電話による通報に加え、令和 6 年 3 月から LINE アプリでの通報が可能となった。LINE の場合、通報のあった場所がどこかも、道路の管理者が国・都道府県・市町村・高速道路会社なのかも、スマートフォンの GPS で自動で特定でき、異状の内容は文書に写真を添付して通報できる。そのため、利用者・国も双方の負担軽減につながった。また、聴覚障害者など電話の利用が難しい者も通報できる点も含めて、効果が見込まれる。

(イ) 道の相談室

道の相談室は、道路利用者からの法制度に関する相談や道路に関する質問など、比較的緊急性が低いものを主な対象としている。国土交通本省に加え、各地方整備局や一部の都道府県で電話やメールで相談を受付けている。

(ウ) 道路に関する問い合わせ等の流れ（現状）

道路に関する問い合わせ等の現状の流れとしては、道路緊急ダイヤル#9910 と道の相談室を、道路管理者を問わず使える窓口として運用し、ワンストップで対応しており、通報者と自治体担当者双方の負担軽減に取り組んでいる。

通報の頻度としては、道路緊急ダイヤル #9910 は、電話版が年間 40 万件程度、LINE 版の方は運用開始 1 年程度で年間 4 万件程度である。道の相談室は電話とホームページの入力フォーム（メール）あわせて 1.2 万件程度である。

【回答】※国土交通省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載
修正意見を受け入れる

「土木施設に関する住民からの通報等システムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の結果報告」
 に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の実現可能性調査の結果 調査の結果、共通化以外の方法の検討が妥当であるとする結論に至った。</p> <p>(1) 自治体への意見照会結果 <u>「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和7年8月25日に開催された第4回国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、本件システムを含む共通化候補（令和7年度選定分）の案が選定されたことに伴い、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より各自治体に対して、意見照会が実施された。その結果、本件システムの共通化に対して以下のような意見が提出された。</u></p> <p>ア～エ （略）</p> <p>出典：共通化候補（令和7年度選定分）案に対する地方自治体からの意見について（内閣官房デジタル行財政改革会議事務局）</p> <p>(2) 自治体へのアンケート結果 （略） ア～ウ （略）</p> <p>エウ. 通報システムへの関心事 住民通報システムの関心事は「他自治体の導入事例」、「既存民間サービスに関する情報」が極めて高い。 （略）</p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が得た自治体からの意見がどのような経緯で出されたものか、説明の正確性を期する観点から、(1)冒頭について修正意見をするものです。 ・その他、表現の適正化の観点から左記修正意見をするものです（(1)「出典」、(2)エ（修正前の(2)の2つ目のウ））。

【回答】※国土交通省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 修正意見を受け入れる	

「土木施設に関する住民からの通報等システムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策の結果報告」
 に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策</p> <p><u>上記の通り、実現可能性調査の結果、本件システムについては、共通化以外の方法の検討が妥当であるとする結論に至ったところである。その結論を踏まえ、国土交通省として、「共通化候補（令和7年度選定分）」の検討状況に係る中間報告での指摘をはじめとする自治体や連絡協議会ワーキングチームから寄せられた意見や他業務で見られる「都道府県による市町村と連携した共同調達」のような取組を参考に、本件システムの推進策について検討を行った。</u></p> <p><u>その結果、</u>各自治体がニーズに応じてシステムやサービスを選択できるよう、住民通報対応に関する自治体の好事例の周知や既存の民間サービスの紹介、さらには、自治体と民間企業のマッチングイベントを令和8年度から進めていく<u>こととする</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月4日（水）に開催されたWTにおいては、事務局から「土木施設に関する住民からの通報等システム」に係る検討状況及び方針」について説明し、 ・国土交通省が中間報告会において説明した共通化以外の方法（自治体が自らの状況に応じて最適な仕組みを選択できるよう、好事例の共有や民間サービス紹介、マッチング支援を進めるべき）について事務局から改めて説明したうえで、 ・WTとしては、国土交通省に対して、 <ol style="list-style-type: none"> ①「共通化以外」の方法の検討が妥当とされたもの」として検討結果を報告すること ②検討・報告に当たっては、中間報告会での指摘をはじめとする自治体や連絡協議会・ワーキングチームから寄せられた意見や他業務で見られる「都道府県による市町村と連携した共同調達」のような取組を参考に、「土木施設に関する住民からの通報等システム」に対する国土交通省の推進策について検討を深め、適切に報告内容に反映することを求めることとなりました。 ・そのような経緯の正確な説明を盛り込む観点から、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※国土交通省は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正意見を受け入れる</p>	

「畜犬管理システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>原簿の様式を整備し、異なるシステムでも CSV 等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。</p> <p>加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国統一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。</p> <p><u>マイクロチップ情報登録システムとの更なる効率的かつ合理的な連携についても、地方公共団体や公益社団法人日本獣医師会（マイクロチップ情報の登録等を行う指定登録機関であり、「犬の登録支援システム」も運用）などの関係団体の意見を丁寧に聞きながら、引き続き検討する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」において、原簿とマイクロチップ情報登録システムと更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置くことを依頼したところでは、 ・中間報告会、共通化候補案に対する意見照会及び共通化推進方針案に対する意見照会においても、原簿とマイクロチップ情報登録システムの連携に関する意見が寄せられています。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、原簿とマイクロチップ情報登録システムの連携が不可欠であると考えられることから左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※厚生労働省・環境省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載（修正案）</p> <p>マイクロチップ情報登録システムとの更なる効率的かつ合理的な連携についても、地方公共団体や<u>マイクロチップ情報の登録等を行う指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）</u>（マイクロチップ情報の登録等を行う指定登録機関であり、「犬の登録支援システム」も運用）などの関係団体の意見を丁寧に聞きながら、引き続き検討する。</p> <p>（理由）</p> <p>意見を聞く対象は指定登録機関と記載したほうが適切と考えられ、また「犬の登録支援システム」は日本獣医師会が1法人として運営している事業であり、特出しして記載することは不適切と考えられるため修正しています。</p>	

【事務局回答】

・自治体から、特例制度に参加する自治体の増加や参加のボトルネックとなっている狂犬病予防法の登録手数料の徴収について、その収納を可能とする「犬の登録支援システム」との連携を求める声が多く寄せられているところ（WTにおいても議論があったところです。）。

・「犬の登録支援システム」は日本獣医師会が1法人として運営している事業であり、特出しして記載することは不適切」とのご指摘については、「犬の登録支援システム」について令和7年8月21日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」（厚生労働省・環境省・デジタル庁）が発出されている（下記参考）ことから、元の修正案が不適切であるとは考えられず、元案のとおりとすべきと考えます。

・なお、仮に共通化推進方針から「犬の登録支援システム」を削除する場合であっても、上記1ポツにある自治体からの声を踏まえ、特例制度への参加に当たっての課題となる狂犬病予防法の登録手数料の徴収のあり方についても地方公共団体や関係団体（指定登録機関等）の意見を聞きながら検討する旨の修正を代替的に行う必要があることをあらかじめ申し添えます。

参考 [資料3](#) #173

173	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	Ⅲ) 共通化の対象候補案に対する意見照会	令和7年8月21日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」において言及されている、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムへの「決済連携機能」の追加にも連携されたシステムの構築を望みます。また、同日付にてマイクロチップの指定登録機関から自治体あて提案のありました「犬の登録支援システム」では、第2フェーズの開発として犬の登録のみでなく狂犬病予防注射券発行事務にも対応するシステムの開発について触れられていますが、共通化システムとの関連が不明なため、自治体が運用するうえで分かりやすく導入しやすいシステムの開発を望みます。	○	×	-	4-1
-----	-----------------------	----------------------	---	---	---	---	-----

【回答】※厚生労働省・環境省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載（受入不可：理由）

・ご回答にあります令和7年8月21日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」（厚生労働省・環境省・デジタル庁）においては、決済連携機能における画面遷移先の「狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料納付サイト」の中には民間事業者が提供を予定しているシステムもあることを説明しておりますが、明示的に一法人としての日本獣医師会の「犬の登録支援システム」とは記載しておりません。他の民間事業者における収納サイトやデジタル庁で構築したマイナポータルのぴったりサービスを用いた収納も利用可能であることを記載しています。

・なお、要望の#173において、「同日付にてマイクロチップの指定登録機関から自治体あて提案のありました「犬の登録支援システム」では、～」と、要望が来ておりますが、こちらは指定登録機関としての提案ではなく、一法人として開発しているシステムについて自治体へ紹介を行ったものと日本獣医師会より伺っており、弊省より優先して当該システムを自治体に提案したものではないことを申し添えます。

・また、「特例制度への参加に当たっての課題となる狂犬病予防法の登録手数料の徴収のあり方」につきましては、全国统一システムを検討するにあたって検討すべき一要素であり「法令上の課題や情報管理上の課題」に含まれることから、現在の記載から特出しする必要はないと思料いたします。

【事務局回答】

・当事務局として、公益社団法人日本獣医師会について、「犬の登録支援システム」を運用しているという説明を入れるべきと考えたのは、特例制度への参加に当たり、狂犬病予防法上の登録手数料の徴収が課題になっていることから、推進方針案上もそれに関する記載が必要と考えたためです。しかしながら、貴省の回答のとおり、「特例制度への参加に当たって課題となる狂犬病予防法上の登録手数料の徴収のあり方」については、「法令上の課題や情報管理上の課題」に含まれ、全国統一システムを検討するに当たっての検討すべき一要素ということであれば、上記当事務局の趣旨は推進方針案上も記載されていることになるため、貴省の修正案を受け入れます。

「職務上請求システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>別添2のとおり</p>	<p>別添1のとおり</p>
<p>【回答】※法務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載</p> <p><内容面></p> <p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>（3ページ目）</p> <p>20～22行目</p> <p>【士業者団体との意見交換等】</p> <p>また、法務省として、対象となる8つの士業者団体と意見交換や法務省における検討状況の説明を実施した。この中で、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）からは、職務上請求システムの構築を検討したいとの意向が示された。案の作成段階においては、日本司法書士連合会（以下「日司連」という。）との間で、日司連が職務上請求システムを構築することで合意したところである。</p> <p>（理由）</p>	

- ・一部士業団体との間では、団体側の都合で打合せの形式をとっていない団体もあることから、所要の修正をしています。
- ・日本司法書士会連合会との間で「合意」をしたものではなく、同連合会においても、正式な機関決定をしているものではないことから、所要の修正をしています。

33・34 行目

当該請求書は士業団体内の自治として、研修を受講した者のみに販売を認めている団体もあるほか、
(理由)

全ての団体が研修受講者にのみ請求書を販売しているわけではないため、所要の追記をしています。

(4 ページ目)

1 行目

不正請求防止のための検証に係るノウハウを有する

(理由)

表現の適正化のため。

10・11 行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、

20・21 行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、

(理由)

戸籍情報連携システムについては、本人による戸籍謄本等の請求において、本籍地以外（住所地など）の市区町村の窓口で戸籍謄本を請求することを可能とする、いわゆる広域交付のために用いられています。

戸籍の情報については、各市区町村において管理されているものであり、職務上請求をオンラインで実施可能とする場合には、本籍地が遠方であった場合でも請求者に特段負担が生じることはないところ、職務上請求システムを戸籍情報連携システムと連携して本籍地以外の市区町村に請求することを可能とする実益はなく、検討しておりません。

仮に、構築する職務上請求システムを戸籍情報連携システムと連携し、広域交付を可能とした場合、特定の市区町村に請求が集中することに伴う事務負担の偏在が生じる懸念があり、この観点からも戸籍情報連携システムとの連携は適切ではないと考えるため、削除願います。

(5 ページ目)

4 行目

「申請に係る郵送費（切手代）や定額小為替購入手数料が不要となり」

(理由)

戸籍謄本等の具体的な手数料については、条例により市区町村ごとに定められています。

書面の郵送請求の場合には、請求者が返送用の封筒と切手を同封して請求することとしている市区町村もあると承知しているところ、オンラインではこのような取扱いができず、証明書交付用の封筒や郵送料金を市区町村が負担することが想定されます。

そのため、市区町村によっては、オンライン請求についてはこのような封筒や郵送料金を加算した手数料を設定する可能性もあるところ、必ずしも士業者において「郵送料（切手代）」が不要となるとはいえないことから、上記のとおり修正願います。

（6 ページ）

4・5 行目

日司連が構築することを検討しているシステムが他の士業者団体でも共同構築することができるように、

（理由）

- ・（前段について）前述のとおり、システム構築について日司連において現時点で正式に機関決定したものではないことから、所要の修正をしています。
- ・（後段について）法務省としては各士業団体にシステムの共同構築や共同利用を強制することはできず、飽くまでも調整を行う立場であることから、所要の修正を行っています。

<形式面>

以下のとおり修正いただきたい。

（1 ページ）

脚注 6 行目

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ （理由）空白の削除

（2 ページ）

4・5 行目

（令和 7 年 9 月 ~~2-6-26~~ 日付 ~~け~~国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。）

（理由）

- ・（前段について）他の箇所では 2 桁以上の数字は半角にしているため。
- ・（後段について）公用文の表記に修正するもの。

32 行目

（自治体メンバーも含まれる。） （理由）脱字の追記。

（3 ページ）

5 行目

共通化の推進に ~~悖~~もとる （理由）常用平易な字ではないため。

7・8 行目

請求に ~~かか~~係る手続きを （理由）公用文の表記に修正するもの。

（4 ページ）

4 行目

共同利用する場合も含む。以下同じ。） （理由）脱字の追記。

(5 ページ)

10 行目

戸籍法施行規則第 79 条 (理由) 1 ページ目で「戸籍法施行規則」を「規則」と定義付けているため。

11・12 行目

同規則第 79 条の 4 により、統一請求書 (**同規則**第 11 条の 2 第 4 号参照) (理由) 同上

15・16 行目

(令和 8 年 3 月 26 日付け**法務省民一第 594 号**法務省民事局長通達。~~として発出予定。~~(以下「通達」という。))~~を~~発出し
(理由) 公用文の表記に修正するもの

28 行目

(通達別添 2-第 4-~~の~~3 (3)~~-(3)~~) (理由) 表記の適正化。

31 行目

~~2-4-24~~時間以内に (理由) 他の箇所では 2 桁以上の数字は半角にしているため。

36 行目

(通達別添 2-第 4-~~の~~3 (4)~~-(4)~~) (理由) 表記の適正化。

(6 ページ)

7 行目

更さらに、各士業団体が (理由) 公用文の表記に修正するもの。

スケジュール表内

自治体市区町村 (理由) 戸籍事務は市区町村が担っており、都道府県は行っていないため。

<その他コメント>

- ・御提示いただいた修正案では、令和 8 年 3 月 26 日付けの通達に言及し、同通達を推進方針に添付することとされているところ、そのように修正することについて当省としては意見はありませんが、推進方針は 3 月 25 日付けとなっており、時系列が前後しておりますので、その点についてはデジタル行財政改革会議事務局において整理をお願いします。
- ・御提示いただいた修正案では、「士業団体」と「士業者団体」の表記揺れがあります。
昨年 9 月 26 日付け国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡では「士業団体」とされていますが、当局が発出する文書では「士業者団体」(本年 3 月 26 日付け通達参照)と表記しているところ、当局作成の元案においても、「士業者団体」と記載していたものです。
特に問題がない場合には、「士業者団体」で統一をお願いします。

【事務局回答】

下記以外については、貴省の修正案を受け入れる。

(4 ページ目)

10・11 行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、
20・21行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、

→ 戸籍情報連携システムとの連携については、本籍地以外（住所地など）の市区町村への職務上請求を想定して記載しているものではありません（これまでのWTでの議論等でもそのような議論は無かったもの）

以下の観点から、「戸籍情報連携システムとの連携」に係る文言は存置することが必要と考えます。

- ①職務上請求システム ⇄ 戸籍情報連携システム ⇄ 戸籍情報システム間でデータ連携が実現されれば、申請データが途中で紙に置き換わることなくオンラインで自治体に届くため、戸籍証明書の検索などにおいても連携データを活用し入力負荷軽減が期待できる。
- ②自治体側は戸籍用の業務端末のみで処理が完結するため、円滑に業務に対応できる上、事務負担が増大するオンライン化になることを回避できるものと考えられる。
- ③自治体からの意見として、戸籍情報連携システムとの連携を求める声は実際にあり、その中で、戸籍情報連携システムの活用は、広域交付の観点ではなくデータ連携の観点から要望されていることが明らか。ニーズとして対応する必要があると考えられる。

（その他コメント）

・御提示いただいた修正案では、令和8年3月26日付けの通達に言及し、同通達を推進方針に添付することとされているところ、そのように修正することについて当省としては意見はありませんが、推進方針は3月25日付けとなっており、時系列が前後しておりますので、その点についてはデジタル行財政改革会議事務局において整理をお願いします。

→ 推進方針案はこの後の協議を経て、国・地方連絡協議会の同意を得て正式な推進方針となります。推進方針の日付は令和8年6月を想定しているもので問題は無いものと考えています（令和7年決定分の推進方針の日付も令和7年6月2日となっています。（houshin_siryoul.pdf）

【回答】※法務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

再修正意見について受け入れ不可

（理由）

前提として、戸籍証明書等の発行手数料は市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たって必要となるシステムについては、国費を投じて整備することは慎重であるべきと考えます。特に、職務上請求に係るシステムの整備による利益を直接受けるのは士業者と市区町村であるところ、一部の事業者のために国費を投じることは、適切ではないと考えます。

その上で、戸籍情報連携システムは広域交付や、行政手続における戸籍証明書等の添付省略を行うために構築されたものであり、戸籍証明書等の請求情報を受け付けるといった機能は現時点では有していません。

「戸籍情報連携システムとのデータ連携」の意味するところが明らかではありませんが、仮に、戸籍情報連携システムで戸籍証明書等の請求を受け付け、その情報を戸籍情報システムに送信する機能を念頭に置いているのであれば、前述のとおり戸籍情報連携システムにはそのような機能はない以上、実現可能であるかどうか不明な上、仮に実現できたとしても、戸籍情報連携システムにおいて大規模な改修が生じます。また、戸籍情報連携システムについては、現状、国又は地方公共団体のシステムとの連携のみを想定して構築されているところ、仮に民間システムと連携することとなった場合、国民の身分関係という極めて機微な情報を有するシステムと民間のシステムを連携することのリスクを踏まえると、セキュリティについて再検討、再構築を行うことが必要となり、単なる機能追加の改修にとどまらないこととなります。

加えて、市区町村側においても、これに対応するための戸籍情報システムの改修が必要となるほか、職務上請求システムの利用料の負担に加え、戸籍情報連携システムの利用に係る費用も負担いただくことが必要となるため、総コストが増大することとなります。

なお、別途例示いただいている振り仮名の届出におけるマイナポータルを用いた連携については、令和5年の法改正によって新たに全国民が振り仮名の届出の対象となったところ、全国民に社会的影響が及ぶことを踏まえ、国民、市区町村の負担を最小化するために、システム改修に必要な予算が措置されたものです。すなわち、市区町村の歳入源となる証明書の交付事務に関する取組である本件とは前提が異なるところ、特定の事業者（士業者）及び市区町村の業務負担の軽減のみを図ることを目的とする職務上請求システムの導入について、振り仮名の届出と同様に国が大規模な財政負担を行うことは困難です。加えて、前述のとおり、戸籍情報連携システムは国又は地方公共団体のシステムとの連携を前提としたものであるところ、マイナポータルとの連携は、民間のシステムである職務上請求システムと連携する場合と仕組みが全く異なるため、参考とはなりません。

また、「申請データが途中で紙に置き換わることなくオンラインで自治体に届く」の意味するところが明らかではありませんが、職務上請求システムによって請求された情報は印刷せず電子的に確認することができるよう構築する予定であるため、御懸念は当たりません。

以上のとおり、職務上請求システムの構築によって、現状、書面での対応のみとなっている職務上請求の処理に係る業務負担軽減の目的は実現可能である中、上記のような対応は実現可能性があるかどうか分からず、仮に実現可能であったとしても、職務上請求のオンライン化の導入が遅れるばかりか、国・地方を通じたトータルコストを最小化するという本取組の趣旨に反することとなるため、受け入れられません。

なお、職務上請求システム導入後も、市区町村における運用状況を踏まえた業務効率化のためのシステムの改善が継続して図られるよう、士業者団体とも調整を行ってまいります。

【事務局回答】

○前提として、戸籍証明書等の発行手数料は市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たって必要となるシステムについては、国費を投じて整備することは慎重であるべきと考えます。特に、職務上請求に係るシステムの整備による利益を直接受けるのは士業者と市区町村であるところ、一部の事業者のために国費を投じることは、適切ではないと考えます。

→ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）は、国費を投じて国が共通化のためのシステムを構築することを想定している（例えばパターンA）。その上で、市区町村が国のシステムを利用する場合に、当該システムの運用経費等について、国が市区町村に一定の経費負担を求めることも否定されない。

また、士業者団体に同様に、経費負担を求めることも否定されないものとする。（当然、実際の負担を求める場合は、市区町村や士業者団体と調整を行い理解を得ることが必要）

また、職務上請求システムの構築により事務が円滑化されれば、市区町村における行政負担の軽減及び士業者の負担軽減を通じて国民の事務面又は費用面での負担軽減を受けることが期待できることから、「適切ではない」との指摘は当たらない。

○その上で、戸籍情報連携システムは広域交付や、行政手続における戸籍証明書等の添付省略を行うために構築されたものであり、戸籍証明書等の請求情報を受け付けるといった機能は現時点では有していません。

「戸籍情報連携システムとのデータ連携」の意味するところが明らかではありませんが、仮に、戸籍情報連携システムで戸籍証明書等の請求を受け付け、その情報を戸籍情報システムに送信する機能を念頭に置いているのであれば、前述のとおり戸籍情報連携システムにはそのような機能はない以上、実現可能であるかどうか不明な上、仮に実現できたとしても、戸籍情報連携システムにおいて大規模な改修が生じます。また、戸籍情報連携システムについては、現状、国又は地方公共団体のシステムとの連携のみを想定して構築されているところ、仮に民間システムと連携することとなった場合、国民の身分関係という極めて機微な情報を有するシステムと民間のシステムを連携することのリスクを踏まえると、セキュリティについて再検討、再構築を行うこ

とが必要となり、単なる機能追加の改修にとどまらないこととなります。

→ 戸籍情報連携システムと連携した場合の費用負担については上記のとおりである。その上で、「戸籍証明書等の請求情報を受け付けるといった機能は現時点では有して」いない、「仮に実現できたとしても、戸籍情報連携システムにおいて大規模な改修が生じ」とあるが、改修に必要な経費やその規模等は現時点で予測することは困難である上、利便性の向上なども含めたメリットとの比較もできていないと認識しており、それらを今後精査すべきものとする。

戸籍情報連携システムは国又は地方公共団体のシステムとの連携のみを想定しているという点については、法令又は閣議決定等の厳密な政府方針ではないことや職務上請求システムが法務省が調整を主導して構築される公的側面の強い性質を持つことからすれば、一定の柔軟性をもって対応して差し支えないと考えられる。セキュリティリスク等の課題についても、法務省が主導して行う調整の中で対処方針を策定し対応していくものと考えられる。

○加えて、市区町村側においても、これに対応するための戸籍情報システムの改修が必要となるほか、職務上請求システムの利用料の負担に加え、戸籍情報連携システムの利用に係る費用も負担いただくことが必要となるため、総コストが増大することとなります。

→ 市区町村側の総コストについても、現時点で断定することは適当でなく、戸籍情報連携システムとの連携によって将来を含めてトータルコストが最小化されるのであれば実施すべきであると考えられる。

○なお、別途例示いただいている振り仮名の届出におけるマイナポータルを用いた連携については、令和5年の法改正によって新たに全国民が振り仮名の届出の対象となったところ、全国民に社会的影響が及ぶことを踏まえ、国民、市区町村の負担を最小化するために、システム改修に必要な予算が措置されたものです。すなわち、市区町村の歳入源となる証明書の交付事務に関する取組である本件とは前提が異なるところ、特定の事業者（士業者）及び市区町村の業務負担の軽減のみを図ることを目的とする職務上請求システムの導入について、振り仮名の届出と同様に国が大規模な財政負担を行うことは困難です。加えて、前述のとおり、戸籍情報連携システムは国又は地方公共団体のシステムとの連携を前提としたものであるところ、マイナポータルとの連携は、民間のシステムである職務上請求システムと連携する場合と仕組みが全く異なるため、参考とはなりません。

→ ご指摘のマイナポータルとの連携については、あくまで貴省から「戸籍情報連携システムとの連携がどういったものかアイデアがない」との旨のコメントを受け、「参考」としてお示ししたもので、これに縛られる必要はない。

その上で、上記の通り、「基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）は、国費を投じて国が共通化のためのシステムを構築することを想定しており（例えばパターンA）、市区町村が国のシステムを利用する場合に、当該システムの運用経費等について、国が市区町村に一定の経費負担を求めることも否定されないもの。

加えて、職務上請求システムが法務省が調整を主導して構築される公的側面の強いシステムである性質からすれば、「国又は地方公共団体のシステムとの連携を前提」とする方針に特段反するものとは考えられない。

○また、「申請データが途中で紙に置き換わることなくオンラインで自治体に届く」の意味するところが明らかではありませんが、職務上請求システムによって請求された情報は印刷せず電子的に確認することができるよう構築する予定であるため、御懸念は当たりません。

→ 「職務上請求システムによって請求された情報は印刷せず電子的に確認することができるよう構築する予定である」との点については、提出された共通化推進方針案に説明がないため、今後の取組みの中で十分な説明を尽くされたい。

○以上のとおり、職務上請求システムの構築によって、現状、書面での対応のみとなっている職務上請求の処理に係る業務負担軽減の目的は実現可能である中、上記のような対応は実現可能性があるかどうか分からず、仮に実現可能であったとしても、職務上請求のオンライン化の導入が遅れるばかりか、

国・地方を通じたトータルコストを最小化するという本取組の趣旨に反することとなるため、受け入れられません。

→ 上記を踏まえれば、戸籍情報連携システムとの連携について、トータルコストの最小化の観点から妥当であるかどうかについて試算・検討もされていない今の段階では、単に「受け入れ不可」との回答は受け入れられない。

【回答】※法務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

前回の回答は、戸籍情報連携システムを所管する省庁として、セキュリティ上課題がある旨を御説明したほか、費用面についても、例示いただいた氏名の振り仮名対応における国及び市区町村におけるシステム改修経費の実績を踏まえて回答したものであり、今後構築される職務上請求システムと戸籍情報連携システムとを連携させることは、セキュリティ、費用対効果の観点から、これを「目指す」ことは困難であると考えております。

また、そもそも具体的にどのように「連携」するのかが定まらない中で、当省のクレジットで、職務上請求システムと戸籍情報連携システムとの連携を「目指すべき」と記載することは困難です。

その上で、別途提案いただいているとおり、以下のとおりとすることを受け入れます。

（４ページ目）

10・11 行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、

20・21 行目

職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、

（６ページ目）

イに次の段落を追記

「戸籍情報連携システムとの連携については、トータルコストの最小化や費用対効果の観点から妥当であるかどうかを試算・検討し、士業者団体や市区町村とも意見交換や協議の上、対応を決定する。」

【事務局回答】

貴省の修正案を受け入れる。なお、職務上請求システムと戸籍情報連携システムの連携の必要性に関する当事務局の認識としては上述の通りである。

令和8年4月23日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）の修正理由について

法務省から提出された職務上請求システムに係る共通化推進方針案（以下「案」という。）について、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、「同意」を行うためには、以下の各事項について、案を修正する必要があると考えられる。

1. 作業依頼を踏まえた検討の経緯の説明の追記

- 「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和7年9月26日付国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。）において、**法務省は、共通化推進方針案の策定にあたって、**
 - ① **デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム などデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討すること**
 - ② **地方自治体や各士業団体の声を聴きながら検討すること**
 - ③ **国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討すること****以上の3点について検討すること（以下「検討事項」という。）が依頼されている。**
- 案が作業依頼に沿って適切に検討されていたかどうかを判断するためには、案において、**検討事項が適切に検討された経緯の説明が示されている必要がある**と考えられる。
- このため、**作業依頼の内容及び検討事項に対する検討の経緯を追記する修正を行った。**

2. 検討事項に対する検討の結果及びその理由の追記

- 案においては、**検討事項について、検討の結果及びその理由が示されていないため、追記する必要がある**と考えられる。
- このため、以下の内容を追記することとした。
 - ① デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用して国がシステムを構築することについては、不正請求防止等の観点から見送ることとなった

- ② 地方自治体や各士業団体の声を聴きながら検討することについては、
- ア 地方自治体からは、職務上請求が認められる8つの士業者が個別にシステムを構築することは適切でない、法務省が自治体及び士業者と調整を密に行うべき、戸籍情報連携システムを活用すべき、BPRの観点から統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）としてほしい等の意見が出された
 - イ 8つの士業者団体との意見交換を行った
 - ウ 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との間で日司連が職務上請求システムを構築することで合意した
- ③ 国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討することについては、①及び②の結果、各士業者団体が個別にシステムを構築することは適切でない一方、e-Gov等を活用して国がシステムを構築することは困難であるから、士業者団体が共同で構築（一つの士業者団体が構築したシステムを他の士業者団体も共同利用する場合も含む。以下同じ）する案が、トータルコストの最小化の観点から適切であると考えられること

3. 共通化後の姿に係る記載の具体化

- 案における共通化後の姿の記載は、希望する士業者団体が職務上請求システムを構築し、市区町村が導入することでオンライン上で職務上請求できるとの抑制的なものであったため、検討事項に係る検討を踏まえてより具体的な内容に修正する必要があると考えられる。
- このため、以下のように追記することとした。
 - ア 士業者、士業者団体及び地方自治体の事務負担の軽減並びにトータルコストの最小化の観点から、士業者団体が共同で職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、これを市区町村が導入することで、オンライン上で職務上請求を行えるようにすることが共通化後の姿として目指すべきものである
 - イ その際、単なるシステム化にとどまらず、申請から審査、交付に至る業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、全士業者団体における請求書様式や記載項目等の請求書内容の統一についても併せて検討することにより、士業者団体及び自治体双方の事務負担軽減を図る

4. 共通化の効果に係る記載の具体化

- 共通化の効果について、検討事項に対する検討結果や3.の修正により具体化した共通化後の姿からすれば、より具体的に記載する必要があると考えられる。

- このため、請求書様式や記載項目が統一されることにより、請求内容の確認や審査が容易となり、差戻しや補正対応の削減など、業務プロセス全体の効率化が図られることや、自治体及び士業者のコストダウンにつながることを追記することとした。

5. 共通化の推進スケジュールに係る記載の具体化

- 案においては、共通化を進める上での課題と対応方策として、不正請求の防止措置として、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第79条の4により、統一請求書（同規則第11条の2第4号参照）に準ずる措置として、法務大臣の定めるものが講じられている必要があり、**法務省民事局長通達を発出予定である旨記載**されていた。現時点では、当該通達は発出済みであり、当該通達の内容は推進方針案に記載することが必要と考えられるため、その概要を追記することとした。
- また、案においては、「不正請求の防止のために講ずべき措置については法務省において定めるが、システムの細かな設計については各士業者団体が担うためそれぞれの団体に委ねられる」旨記載されていたが、**検討事項に係る検討結果を踏まえれば、**
 - ア 法務省は、士業者団体やその所管省庁と綿密に意見交換し、士業者団体が職務上請求システムを共同構築するよう、またその際には必要かつ効率的なBPRが実施されるよう必要な調整を主導する
 - イ 自治体に対して、日司連によるシステム開発の状況や残りの7士業者団体との意見交換や検討、調整の状況等を丁寧に説明し、理解を得ていく
 - ウ 自治体とも意見交換を行い、トータルコスト最小化も念頭におきつつ、そこで得た意見をシステム開発や運用に反映していくこと等に記載内容を修正する必要があると考えられるため、そのように修正した。
- 上記に伴い、スケジュールについても必要な修正を行った。

6. その他

- 関連する政府方針（令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定））があるため、追記を行った。

職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）

令和 8 年 3 月 25 日

法務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）¹を踏まえ、共通化の対象となる業務・システム「職務上請求システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

職務上請求システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 従前の運用現状

弁護士や司法書士等の士業者が、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までに基づく戸籍謄本等の請求（以下「職務上請求」という。）ができることとされている。

職務上請求に当たっては、不正請求の防止措置として、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号。以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 4 号等により、各士業者団体の定めた統一請求書を用いて窓口又は郵送で行っている（オンラインでの請求は行われていない）。

¹ 令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）

4 【デジタル庁（3）】【総務省（3）】【法務省（4）】

戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の 2 第 3 項及び住民基本台帳法 12 条の 3 第 2 項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡 協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ. 共通化の検討

(ア) 共通化推進方針の策定方針

「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」(令和7年9月26日付国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。)において、法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した共通化推進方針案(以下「案」という。)を策定することとされた。

また、その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、自治体や各士業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討することとされた。

(イ) 作業依頼を踏まえた検討の実施

a. e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等の活用について

職務上請求システムの構築に当たって最も優先すべきは、不正請求の防止である。戸籍情報は極めて機微な個人情報であり、単に「士業者であること」の確認だけでなく、職務上必要な請求であることを担保する仕組みが不可欠である。この点、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築については、資格確認はできても、請求の適法性を確認・担保する仕組みがない。

また、国家資格等情報連携・活用システムの利用が可能であるのは一部の士業者に限られており、当該システムを職務上請求システムの構築に当たって活用するのは現実的でない。加えて、案の作成段階から一部の士業者団体による職務上請求システム構築の検討が進められていたこと等の状況を慎重に考慮する必要がある。

以上からすれば、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することについては見送ることとした。

b. 自治体や各士業団体の声を聴くことについて

【自治体との意見交換】

案の作成に当たっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム(自治体メンバーも含まれる)から意見を得た。また、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より、同事務局が実施した調査、質問・意見照会等により得られた自治体からの意見の共有を得た。

案の作成に当たって考慮が必要と判断された自治体の主な意見の

要旨として、以下のものが挙げられる。

- ① 職務上請求システムは、8土業共通のシステムとして国において標準仕様を定めることが最も合理的である。司法書士以外の土業が各々本システムを構築し、市区町村が導入する度に費用負担が生じるのであれば、普及は進まず、共通化の推進に悖ることになる。
- ② 法務省において、自治体と土業者団体との調整を密に行い、請求にかかる手続きを請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。
- ③ 費用の見通しを明確にした上で（自治体の）負担の少ない方式を選択していただきたい。
- ④ より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。
- ⑤ 戸籍情報連携システムを活用すべき。
- ⑥ 単なるシステム化にとどまらず、業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）とすることにより、申請・審査・交付までの業務の効率化を図ることが重要。

【土業者団体との意見交換】

また、法務省として、対象となる8つの土業者団体と意見交換を実施した。案の作成段階においては、日本司法書士連合会（以下「日司連」という。）との間で、日司連が職務上請求システムを構築することで合意したところである。

c. 国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法について

上記 b. において自治体からの意見の要旨として示した通り、システムや提供ベンダが土業ごとにバラバラになってしまうと、自治体側の契約更新などの調整コストや実際利用する際の事務コスト等が大きくなることが想定される。他方で、a. で示した通り、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することは困難である。

また、職務上請求は、各土業団体が発行する専用の請求書を用いて行われているが、当該請求書は土業団体内の自治として、研修を受講した者のみに販売を認めているほか、請求内容を土業団体が事後的に検証するなどの取組が行われることで不正の発生が防止されているため、職務上請求をシステムで行うこととした場合において

も、不正検証のノウハウを有する士業団体において事後的に検証することが可能なシステムを構築することが重要であると考えられる。したがって、士業者団体が共同で構築（一つの士業者団体が構築したシステムを他の士業者団体も共同利用する場合も含む。以下同じ）する案が、トータルコストの最小化の観点から適切であると考えられる。

ウイ. 共通化後の姿

イ. を踏まえれば、士業者、士業者団体及び自治体の事務負担の軽減並びににおいてトータルコストの最小化の観点から、士業者団体が共同で職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、これを市区町村が導入することで、オンライン上で職務上請求を行えるようにすることが共通化後の姿として目指すべきものである。

またその際、単なるシステム化にとどまらず、申請から審査、交付に至る業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、全士業者団体における請求書様式や記載項目等の請求書内容の統一についても併せて検討することにより、士業者団体及び自治体双方の事務負担軽減を図る。

(2) 共通化の効果

士業者団体が共同で職務上請求システムを構築した上で戸籍情報連携システムと連携し、市区町村が導入することで、以下の効果が期待される。

ア. 行政の効率化

受領した請求書の管理の事務負担や、保管スペースが不要となる。

また、手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。

オンラインでの請求では、「統一請求書の紛失」という概念が存在しないため、使用できない請求書の番号を確認する必要はない。

さらに、請求書様式や記載項目が統一されることにより、請求内容の確認や審査が容易となり、差戻しや補正対応の削減など、業務プロセス全体の効率化が図られる。

加えて、自治体におけるコストダウンが期待される。

イ. 士業者の利便性の向上

士業者は本籍地市区町村の窓口へ赴くことなく、また、郵送もすることなく、自らの事務所からオンラインで請求を行うことができるようになる。

特に、遠方の市区町村に請求する場合、従前は郵送によって請求するほかなかったが、オンラインで請求することができるようになることで、発送から到着までにかかっていた時間を短縮することができる。

また、請求がオンライン化することで、申請に係る郵送費（切手代）や定額小為替購入手数料が不要となり、士業者のコストダウンも期待できる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 法務大臣が定めるとされているもの

戸籍法施行規則第 79 条の 2 の 4 第 1 項に基づいて職務上請求をオンライン上で行う場合、同規則第 79 条の 4 により、統一請求書（同規則第 11 条の 2 第 4 号参照）に準ずる措置として、法務大臣の定めるものが講じられている必要がある。

この措置については、法務省として、「戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて（通達）」（令和 8 年 3 月中に 3 月 26 日付法務省民事局長通達として発出予定。（以下「通達」という。））を発出し、概要以下の内容を定めたところである（通達の具体的な内容については別添資料参照）。

① 電子情報処理組織により、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求を行う場合において、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣が定める電子証明書は、次のとおりとすること（通達別添 1）。

セコムパスポート for G-ID

（平成 14 年総務省・法務省・経済産業省告示第 8 号）の用に供するため作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

② 戸籍謄本等の交付請求の管理に係る事項として、例えば、請求書情報の検証について、職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること（通達別添 2 第 4 3（3））。

電子証明書の検証の方式は、OCSP（Online Certificate Status Protocol）方式又は CRL（Certificate Revocation List）方式のいずれでも差し支えないが、CRL 方式による場合は、サーバから最新の CRL を取得して 24 時間以内に検証を行うこと。

また、請求書情報の保存については、職務上請求システムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から起算して 3 年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること（通達別添 2 第 4 3（4））。

イ. 士業者団体及び地方公共団体自治体との意見交換

不正請求の防止のために講ずべき措置については法務省において定めることは、残りの7士業者団体やその所管省庁とされている綿密な意見交換を実施し、日司連が、職務上請求構築するシステムが他の細かな設計について士業者団体でも共同構築されるよう、またその際には、必要かつ効率的なBPRが実施されるよう必要な調整を主導する。

更に、各士業者団体が担うことから、それぞれの団体に委ねられることとなる。バラバラにシステム構築をすることで負担が増加するのではないかとの自治体の懸念に寄り添うべく、日司連によるシステム構築の状況や残りの7士業者団体との意見交換や検討、調整の状況等を丁寧に説明し、理解を得ていく。また、自治体とも意見交換を行い、トータルコスト最小化も念頭におきつつ、そこで得た意見をシステム構築や運用に反映していく。

職務上請求システムを多くの市区町村が使いやすいものとし、導入する市区町村が拡大していくことを目指す観点から、士業者団体も交えた形で市区町村との意見交換を行うなど、士業者団体と市区町村のお互いにとってよりよいシステムの構築を支援していく。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
開発業者における開発																					士業者団体（任意）
市区町村における導入																					市区町村（任意）

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
法務省、士業者団体、自治体等による意見交換																					法務省 士業者団体 自治体
システム構築・意見交換等を踏まえ必要に応じた改修																					日司連（共同構築の場合は他の士業者団体も含む） 法務省（調整を主導）
市区町村における導入																					自治体（任意）

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民一第594号
令和8年3月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて (通達)

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)において、法務大臣が定めるとされているものを別紙のとおり示しますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

戸籍法施行規則の条項	法務大臣が定めるもの	
第79条の3第5項第2号	市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるとして法務大臣の定める電子証明書	別添1
第79条の4	電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置	別添2

令和8年3月26日
法務省民事局

市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第79条の3第5項第2号に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までの請求をする場合に、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書は以下のとおりである。

- セコムパスポートforG-ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

令和 8 年 3 月 2 6 日
法務省民事局

電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置

戸籍法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 9 4 号。以下「規則」という。）第 7 9 条の 4 に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求（以下「職務上請求」という。）をする場合に必要な措置として法務大臣が定めるものは以下のとおりである。

第 1 目的

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき、電子情報処理組織により戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は規則別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合において、規則第 1 1 条の 2 第 4 号に準じて請求の任に当たっている者を特定する方法を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

1 戸籍情報システム

法第 1 1 8 条第 1 項に規定する電子情報処理組織のうち、市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

2 戸籍職務上請求オンラインシステム

弁護士等が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき電子情報処理組織により行う戸籍謄本等の交付請求を処理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。なお、戸籍情報システムと電気通信回線により接続されていることを必ずしも要しない。

3 士業者団体

弁護士等の所属する会のうち、別表に掲げるものをいう。

4 統一請求書

規則第 1 1 条の 2 第 4 項に定める統一請求書をいう。

5 管轄法務局等

戸籍謄本等の請求先市町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。

6 ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及

び効果を有するハードウェア又はソフトウェアをいう。

7 データ

戸籍職務上請求オンラインシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報をいう。

8 プログラム

電子計算機を機能させて戸籍職務上請求オンラインシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。

9 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

10 ドキュメント

戸籍職務上請求オンラインシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

第3 体制等の整備

1 責任体制等の確立

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。

2 作動停止時における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍職務上請求オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

3 データの漏えいのおそれがある場合における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

4 不正アクセス判明時における対応

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備するとともに、不正アクセスが判明した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めるとともに、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講じること。

5 不正プログラムの混入の検知等

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

第4 戸籍職務上請求オンラインシステムの管理

1 ソフトウェア開発等の管理

(1) 設計の実施

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティを高める設計を行うこと。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、必要機能を明確にし、将来の規模の拡大等を考慮した設計を行うこと。

(2) 試験の実施

戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行った場合には、その試験を適切に実施すること。また、試験の実施に当たっては、ファイルの安全を確保するため、適切な措置を講ずること。

(3) 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発等に際してのエラー及び不正行為の防止

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の計画を策定すること、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の責任者を指定すること、プログラムの作成、変更又は廃止を責任者の承認を得て行うことなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ 戸籍職務上請求オンラインシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者が確認すること。

2 アクセスの管理

(1) 端末機の管理

戸籍職務上請求オンラインシステムにアクセスする端末機は、弁護士等又はその補助者及び市町村職員以外の者が使用できないものを用いること。

(2) 操作者の確認

戸籍職務上請求オンラインシステムへのログインに際しては、2つ以上の独立した要素を用いて認証を行う方法(※)により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

※知識、所有、生体のうち2つ以上の異なる属性を併用する認証方法。具体的には、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等が考えられる。

(3) 暗証番号等の取扱い

暗証番号等の規則を定め、操作者に当該規則方法を遵守させること。なお、当該規則において暗証番号の定期的な変更を定めてはならない。

(4) ファイルに対する利用制限

操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルへのアクセス制限を適切に定めること。

(5) 操作履歴の記録等

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、1年以上保存すること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(6) 複数回のアクセス失敗に対する機能

複数回のアクセスの失敗に対し、アクセス権限を一定時間取り消す機能等を設けること。

3 戸籍謄本等の交付請求の管理

(1) 請求書情報の作成

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報(令和6年2月26日付け法務省民一第503号民事局長通達記第1の2(1)に規定するものをいう。)を作成し、弁護士等の電子署名を行う機能を有すること。また、電子署名を行うに当たっては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

(2) 請求書情報の送信

戸籍職務上請求オンラインシステムは、弁護士等又はその補助者の操作により、上記(1)に基づき作成された請求書情報を市町村長に対し送信する機能を有すること。また、市町村職員が、自市町村長に送信された請求書情報を確認できるようにする機能を有すること。

また、ファイル無害化機器、無害化ソフトウェア又は無害化サービス等を導入し、請求書情報に外部ファイルを添付する際には、当該ファイルの

無害化を実施すること。

(3) 請求書情報の検証

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又はCRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL方式による場合は、サーバから最新のCRLを取得して24時間以内に検証を行うこと。

(4) 請求書情報の保存

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること。

(5) 内部統制

戸籍職務上請求オンラインシステムは、以下の場合に市町村長又は管轄法務局等に対し警告を出力する機能を有すること。また、市町村職員又は士業者団体職員の操作により、特定の電子署名がされた請求書情報について、その送信ができないように制御する機能を有すること。

ア 1か月に200件以上の請求書情報の送信がされた場合。なお、件数は電子署名を単位として計上することとする。

イ アクセス状況の分析から、正当なアクセス権限を有しない者がアクセスしていることが疑われる場合。

4 電気通信回線の通信制御等

(1) 電気通信回線を通るデータの暗号化

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村長の使用に係る電子計算機間の通信は、暗号化すること。

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して戸籍職務上請求オンラインシステムを保護するため、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないうようにするため、電気通信関係装置の管理に当たっては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を

講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村との間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、安全な方法により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(6) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡、セキュリティを侵害された場合における証拠の解析等を容易にするため、戸籍職務上請求オンラインシステムの時刻を正確な時刻に同期するため必要な措置を講ずること。

第5 外部委託の特例

士業者団体が構築する戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、上記において、市町村長が定めるとされている事項について自ら定めず、当局の承認を得て士業者団体が定める約款によることができる。

別表 (第2の3で定める士業者団体)

日本司法書士会連合会

「自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p align="center">自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針（案）</p> <p align="center">令和8年3月27日 国土交通省・デジタル庁</p> <p>国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自動車臨時運行許可申請システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 業務・システム名 <u>臨時運行許可業務・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能</u> <u>自動車臨時運行許可申請システム</u></p>	<p>・システム名の正確性の観点から左記修正意見をするものです。</p>
<p>【回答】※国土交通省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載（理由）</p> <p>「自動車臨時運行許可申請システム」という名称の個別システムを構築するものではないため、正確性の観点から下記の通り修正すべき。</p> <p>（現行） 自動車臨時運行許可申請システム</p> <p>（修正案） <u>マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を活用した自動車臨時運行許可申請のオンライン化</u></p>	

【事務局回答】

修正案を受け入れる。

「自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき業務・システム ア. 現状 (ア) 業務の実態（業務フロー等） 臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きであり、その許可は<u>地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされている主に市区町村（一部の町村を除く）の窓口において行われている。</u> 許可を受けるためには、窓口申請書を提出した上で、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠証」という。）及び許可の対象となる車両の情報を示す資料（車検証等）を提示する必要がある。 許可を受けた者は、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）の交付及び臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与を受け、それらを自動車に表示した上で運行し、許可の有効期間が満了してから5日以内に許可証及び番号標を窓口に戻却する必要がある。（図略）</p>	<p>・臨時運行許可を行う者について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定に照らして正確な表現とする観点から修正意見をするものです。</p>
<p>【回答】※国土交通省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正理由について承知しました。その上で、次段落にスムーズに繋がるよう加筆しました。</p> <p>（現行） 臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きであり、その許可は地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされている。</p> <p>（修正案） 臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きである。<u>その許可は地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされており、主に市町村の窓口において取り扱われている。</u></p>	

【事務局回答】

修正案を受け入れる。

「自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき業務・システム ア. 現状 (イ) システムの導入状況 一部の市区町村では、マイナポータルサービス検索・電子申請機能（以下「ぴったりサービス※」という）や Logo form、e-tumo といった民間プラットフォーム等を用いたオンライン申請が可能となっている。 一方、様々なプラットフォームが存在するため、申請者が自治体ごとに申請システムを検索する必要が生じるほか、各申請サイト・システムの操作方法を覚える必要があり、ユーザーエクスペリエンス（以下「UX」という。）に課題がある。 また、市区町村においても各自でシステムを開発及び運用・保守するコストが生じているほか、制度改正があった場合はその都度各市区町村において申請システムの改修を行う必要があり、非効率的な運用となっている。 このような状況を受け、令和7年12月からマイナポータルにおいて、ぴったりサービスを用いたオンライン化に活用可能な「標準様式」を提供開始したところ。この標準様式の提供開始以降、ぴったりサービスを用いた電子申請に対応する市区町村は令和8年3月末時点で6団体とが漸増している。 ※ぴったりサービスは、令和8年10月以降次期オンライン申請サービスに移行します。</p>	<p>・ぴったりサービスを用いたオンライン化に活用可能な「標準様式」を提供開始以降にぴったりサービスを用いた電子申請に対応する市区町村が「漸増」した状況について正確性を期す観点から修正意見をするものです。</p>
<p>【回答】※国土交通省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正案受け入れ可。</p>	

「自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。</p> <p><u>また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジタル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータルの「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」）を発出したところである（別添参照）。</u></p> <p><u>この事務連絡においては、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について概要以下のように説明している。</u></p> <p><u>① 臨時運行許可のオンライン申請の目的として、臨時運行許可申請について、ぴったりサービスを活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図ること</u></p> <p><u>ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の判断によるが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的な活用を検討するよう促すこと</u></p> <p><u>② オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、本人が番号標を受領する場合は、</u></p> <p><u>ア マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合は電子署名の確認を行うこと</u></p> <p><u>イ 電子署名が行われていない場合はマイナンバーカード等の本人確認書類の確認を行うこと</u></p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省庁ヒアリング、共通化の対象候補案に対する意見照会及び中間報告での指摘等において、 <ul style="list-style-type: none"> ・申請のオンライン化 ・自治体の事務負担の軽減 ・本人確認方法（マイナンバーカードによる電子署名等） ・法人による申請対応 ・番号標の郵送対応 ・手数料のキャッシュレス化 ・ぴったりサービスの周知広報 ・本件システムの運用状況のフォローアップと改善 等に関する意見がありました。 ・上記意見については本件システムの運用及び将来的な運用改善並びに利用促進等に関する重要な指摘であり、推進方針案に反映すべきと考えられるため、左記意見をするものです。

※ 代理人が番号標を受領する場合は、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認を行うこと

③ オンライン申請における添付書類について、

ア 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）以外の添付書類は内容が確認できるものであれば、書類をスキャンしたPDF や書類を撮影した画像でも受付可能であること

イ 自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口での原本提示が必須であること（省令改正後はPDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能となること）

④ 留意事項として、

ア 法人もぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能であること

イ 番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも各自治体の判断によって可能である。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないように適切に管理することが必要こと

ウ ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応していること

エ ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、各自治体において申請者に対し積極的に周知するよう依頼すること

国土交通省は、引き続き、事務連絡の内容について各自治体に周知していくとともに、各自治体による申請者に対する積極的な周知を促進する。また、関係事業者等への広報も行う。

また、国土交通省は、本共通化推進方針案に基づく取り組みを進める中で、定期的に、運用状況のフォローアップを行い、運用状況を踏まえ必要に応じて新たな取組を行うことを検討する等運用の改善を行う。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
びったりサービスの標準様式の提供																					国土交通省
自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正																					国土交通省
びったりサービスを用いたオンライン申請の周知の推進及び導入促進																					国土交通省

【回答】※国土交通省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載（理由）

受け入れ不可

別添として事務連絡を添付しており、本文に概要を記載する必要はないため。

また、事業者への広報については、「各自治体において申請者に対する積極的な周知が行われるよう働き掛けを行う」と重複しているため。

（現行）

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジタル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータルの「びったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」）を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、びったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について概要以下のように説明している。

① 臨時運行許可のオンライン申請の目的として、臨時運行許可申請について、びったりサービスを活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図ること

びったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の判断によるが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的な活用を検討するよう促すこと

② オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、本人が番号標を受領する場合は、

ア マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合は電子署名の確認を行うこと

イ 電子署名が行われていない場合はマイナンバーカード等の本人確認書類の確認を行うこと

※ 代理人が番号標を受領する場合は、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認を行うこと

③ オンライン申請における添付書類について、

ア 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）以外の添付書類は内容が確認できるものであれば、書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像でも受付可能であること

イ 自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口での原本提示が必須であること（省令改正後は PDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能となること）

④ 留意事項として、

ア 法人もびったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能であること

イ 番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも各自治体の判断によって可能である。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないよう適切に管理することが必要こと

ウ びったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応していること

エ びったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、各自治体において申請者に対し積極的に周知するよう依頼すること

国土交通省は、引き続き、事務連絡の内容について各自治体に周知していくとともに、各自治体による申請者に対する積極的な周知を促進する。また、関係事業者等への広報も行う。

また、国土交通省は、本共通化推進方針案に基づく取り組みを進める中で、定期的に、運用状況のフォローアップを行い、運用状況を踏まえ必要に応じて新たな取組を行うことを検討する等運用の改善を行う。

（修正案）

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジタル庁の連名で事務連絡（令和 7 年 12 月 18 日付事務連絡「マイナポータル」の「びったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて）を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、びったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用や留意事項等について説明されているところであるが、国土交通省及びデジタル庁においては、本事務連絡の内容について各自治体に対して定期的な周知に努めるとともに、各自治体において申請者に対する積極的な周知が行われるよう働き掛けを行う。

加えて、国土交通省及びデジタル庁は、運用状況の定期的なフォローアップを実施し、当該状況を踏まえて必要に応じて新たな取組を行う等の運用改善を行うものとする。

【事務局回答】

①「国土交通省及びデジタル庁においては、・・・定期的な周知に努めるとともに、・・・働き掛けを行う。」「国土交通省及びデジタル庁は、・・・必要に応じて新たな取組を行う等の運用改善を行う」との記載がありますが、国土交通省からデジタル庁へ合議済みの記載と理解してよろしいでしょうか。

②WT 修正案においては、「また、関係事業者等への広報も行う。」との記載があったところ、上記修正案では削られており、特段理由も示されていません。関係事業者への周知は、中間報告会において、例えば以下のやり取りがあったことを踏まえ、記載を盛り込んだところです。自賠証の電子化の普及のために各損保会社への働きかけを行うことや、カーディーラーや整備工場などへの広報は重要と考えられることから、記載について落とす理由はないと考えられます（また国土交通省による広報は自治体に限らず幅広く行う必要があると考えられることから同様に記載を落とす必要性はないと考えられま

す)。したがって、「また、関係事業者等への広報も行う。」との記載については削除しない（元イキ）とすることが適切と考えます。

（中間報告会抜粋 議事要旨 P.4~P.5）

→ 土日にお客さんから車を預かって、それを平日のどこかで持っていくというニーズは一定程度存在すると認識しており、今回のオンラインによって計画的に事業者が仮ナンバーを申請するというケースもあるとは認識している。ただ、そうではないケースもあると認識している。色々なケースがあるというのが正直なところ。〈国土交通省〉

・ 事業者の行動原理や商売の実際の流れは中々把握できていない部分もあると思っている。今後、取組みを広めていくに当たっては、今の業務フローはこういう風にやっているかもしれないけれども、**今後は、こうしたやり方で進めた方が合理的ではないか、といった説明も必要なのではないかと考えるところである**

【回答】※ 国土交通省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載

【①について】

「～国土交通省からデジタル庁へ合議した上での記載と理解して良いか。」

→ ご認識のとおりで差し支えありません。

修正意見提出時にデジタル庁へ事前に確認を行った上での記載となっております。

また、今回の事務局コメントを踏まえ、改めてデジタル庁へ確認を行っております。

【②について】

想定しております「関係事業者」は申請者を指しております。

当該申請者に対する周知につきましては、本文中において、「各自治体において申請者に対する積極的な周知が行われるよう働き掛けを行う」旨を既に記載していることから、重複して記載する必要はないものと考えております。

※当該点につきましては、P6の修正理由に一部追記しております。

また、コメント内に自賠責証の電子化に関する言及がございましたが、今回の対応は、オンライン申請において自賠責証の電磁的記録による提示を可能としたものであり、現行どおり、窓口におけるオフライン申請については紙の自賠責証を提示することにより臨時運行許可申請が可能であることから、本取組が直接的に「損害保険協会に対する自賠責証の電子化普及に向けた働きかけ」につながるものではないと考えております。

※なお、自賠責制度そのものについては内部において検討を行っておりますが、本件（臨時運行許可申請に係る省令改正）を契機として、自賠責証の電子化に関する議論が直ちに加速するものではないと考えております。

【事務局回答】

「また、関係事業者等への広報も行う。」との記載は元イキとする。

（理由）

「関係事業者」は「申請者」と想定していること及び「今回の対応は、オンライン申請において自賠責証の電磁的記録による提示を可能としたもの

であり、現行どおり、窓口におけるオフライン申請については紙の自賠責証を提示することにより臨時運行許可申請が可能であることから、本取組が直接的に『損害保険協会に対する自賠責証の電子化普及に向けた働きかけ』につながるものではない」との説明がありましたが、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行うのであれば、省令の適用を受ける関係事業者等への改正内容の周知は当然に必要であると考えられます。

すなわち、通常、何か制度を変えて新しいものとする場合は、当該制度改正の実効性を担保するためにもそれを（一定程度）普及していくものであり、今回の省令改正においても、オフラインが残るからと言って、自賠責証の電子化を広報しないという理由にはならないと考えられます。

仮に、普及させるという必要性が乏しく、電子化かオフラインかについてフラットだとしても、一定の制度改正をした場合、それを関係事業者にお知らせ（広報）するのは通常の行政庁の行為であることから、関係事業者等への周知に係る記載は必要であると考えます。

【国交省回答】

令和7年12月18日付事務連絡に記載されている内容と区別するため、元案の書きぶりを修正しました。（※）

また、前回のご指摘では、事業者等への広報について「自賠責証の電子化の普及のために各損保会社への働きかけを行うこと」と説明がございました。

今回の取り組み以前より、自賠証の電磁的記録による提示を可能としているものもございます。

そのため、すでに損保協会とは自賠証の完全電子化に向けて取り組みを進めているところですし、令和6年11月より自賠証の電子データ交付を開始しております。

※現在は完全電子化に向けた過渡期のため、紙面・電子が混在している状況です。

今回の省令改正により確かに自賠証の電子データを活用できる場は増えましたが、それが損保協会等とすでに進行している議論に影響を与えるわけではございませんので、オチとさせていただきたいと伝えておりました。

しかし、今回のご指摘では「オンライン申請が可能となったことを損保協会へ周知すること」と内容が変わっている様に見受けられます。

この内容を周知することを求められているのであれば、すでに省令改正についてはお伝えしておりますので、関係者への広報との記載で差し支えございません。

※ 事務局注：「元案の書きぶりを修正」との部分については、最初の回答部分に後付けで修正するものであったため、反映していない（修正内容は後述の「事務局回答」の中に改めて記載している）。

【事務局回答】

以下のように修正することを受け入れる。

（修正案）

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジタル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータル」

「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用や留意事項等について説明されているところであるが、国土交通省及びデジタル庁においては、本事務連絡の内容について各自治体に対して定期的な周知に努め、各自治体において申請者に対する積極的な周知が行われるよう働き掛けを行うほか、関係者への広報を行う。

加えて、国土交通省及びデジタル庁は、運用状況の定期的なフォローアップを実施し、当該状況を踏まえて必要に応じて新たな取組みを行う等の運用改善を行うものとする。

「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき業務・システム イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>【現状】 窓口・郵送・コンビニ端末</p> <p>【現状】 書面提出</p> <p>【新たな措置】 <u>オンライン化(eLTAX等)</u></p> <p>オンライン提出が可能に ((処理番号7-2の意見)を印刷して書面提出できる仕組みも検討)</p> <p>※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書（処理番号7-2の意見）の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。 ※ <u>マイナポータルAPI（自己情報取得API）の活用状況を注視する。</u> ※ （処理番号7-3の意見）</p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁ヒアリングにおいて、納税証明書等の利用先や利用態様によって構築されているシステムの活用の仕方が異なる旨の指摘がありました。 ・「地方税における電子化の推進に関する検討会」報告書において、マイナポータル API（自己情報取得 API）の活用状況を注視することも必要である旨記載されているところです。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくため、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※総務省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ</p>	

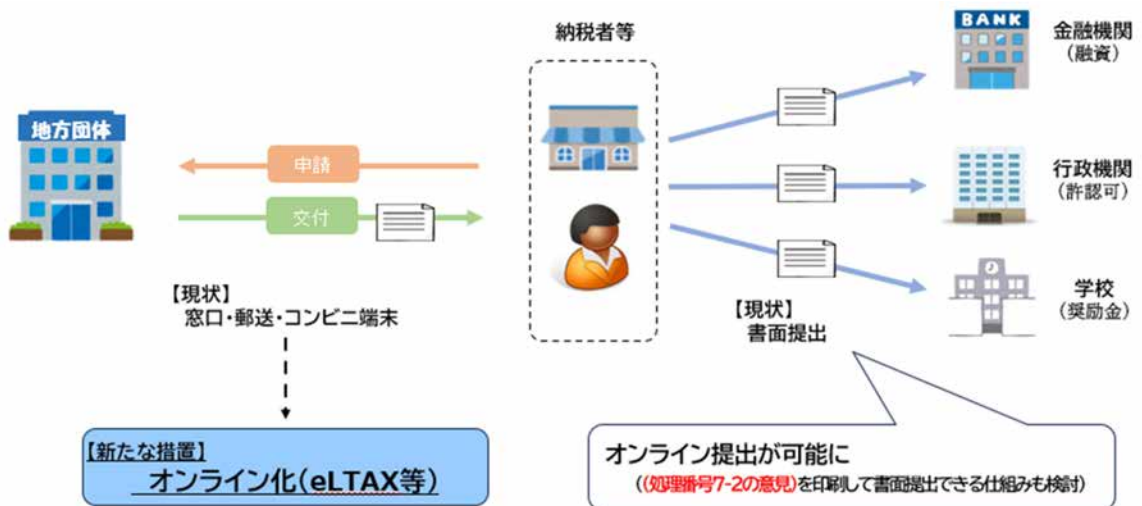
「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき業務・システム イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書等の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。 ※ (処理番号7-1の意見) ※ (処理番号7-3の意見)</p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図中の吹き出し中の「電子証明書」は、PKIの証明書と誤解されるおそれがあるため、「電子交付された納税証明書等」と修正するものです。 ・ また、図中※の「納税証明書」について、用語の適正化のため、「納税証明書等」と修正するものです。
<p>【回答】※総務省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 修正受け入れ</p>	

「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (1) 共通化すべき業務・システム イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p>  <p>【現状】 窓口・郵送・コンビニ端末</p> <p>【現状】 書面提出</p> <p>【新たな措置】 <u>オンライン化(eTAX等)</u></p> <p>オンライン提出が可能に ((処理番号7-2の意見)を印刷して書面提出できる仕組みも検討)</p> <p>※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書（<u>処理番号7-2の意見</u>）の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。 ※ <u>(処理番号7-1の意見)</u> ※ <u>納税証明書等の電子交付にあたっての改ざん防止措置としては、納税証明書等の第三者への提示において真正性を確認することができる2次元コードを当該納税証明書等に付すことを基本に検討</u></p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通化候補案に対する意見照会において、電子交付された納税証明書等を受領した民間事業者が当該証明書等の真正性を確認する方法に関する意見が多く寄せられています。 ・納税証明書等の電子交付にあたっての改ざん防止措置として、2次元コードを当該納税証明書等に付すことを基本に検討されているものと承知しています。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくため、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※総務省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ</p>	

「納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ア. 共通化の進め方について 納税証明書等の電子請求・交付に係る課題等については、地方税務手続の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成された「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、令和8年度以降も引き続き検討を行い、その内容も考慮しながら実装に向けた検討を更に進める。<u>電子交付された納税証明書等が民間で広く受け入れられるよう、関係省庁や民間事業者とも連携しながら取り組む。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通化候補案に対する意見照会や中間報告会において、納税証明書等の電子交付の普及のためには、提出を受けることとなる民間事業者に納税証明書等の電子交付について広く受け入れていただくようが必要である旨の意見が多く寄せられています。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、関係省庁や民間事業者と連携して取り組む必要があることから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※総務省・デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ</p>	

「住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針（案）</p> <p style="text-align: right;">令和8年3月30日 デジタル庁 <u>（総務省）</u></p>	<p>・共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定に及び作業依頼において、「(1) 制度所管府省庁」を「デジタル庁（総務省）」としており、左記修正意見をするものです。</p>
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載問題ございません。</p>	

「住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化</p> <p>住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。</p> <p>住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費等を低く抑える想定である。</p> <p>住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることをアドレス・ベース・レジストリの整備として目指しており、それによる効果は2. (2) ア. に記載のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通化対象候補案に対する意見照会において、共通化システム導入に当たっての費用について懸念する声が多く、地方公共団体から寄せられました。 ・作成いただいた共通化推進方針案では、住居表示台帳の電子化の初期経費についての記載が見当たりません。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、初期経費を含めたトータルコストの最小化が望ましいことから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載問題ございません。</p>	

「住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 (略)</p> <p>住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備（住居表示情報管理・データ提供）が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携（標準仕様等の作成を含む）及び共通システム整備（データ提供）が実現可能かについても検証を行う。</p> <p>地番の位置情報について、登記所備付地図が「公共座標」の場合の対応としては、不動産ベース・レジストリ整備の成果の共通システムでの利用とし、また、登記所備付地図が「任意座標」の場合は、地番現況図（土地の区画、付番状況、位置、形状）を利用する。</p> <p><u>また、地方公共団体において円滑な運用が確保されるよう、適切なサポート体制の構築を進めるとともに、職員向けの研修を実施する。</u></p>	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象候補案に対する意見照会において、住所・所在地情報は行政サービスの基盤であり、共通システム運用開始時や障害発生時には、その影響が大きくなることが想定されます。 ・また、地方公共団体によっては、専門的知識を有する職員の確保や育成に課題を抱えている場合もあります。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、適切なサポート体制の構築や研修の実施が望ましいことから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 「また、地方公共団体において円滑な運用が確保されるよう、適切なサポート体制を構築する。」 で追加させていただきたく存じます。 （修正案） また、地方公共団体において円滑な運用が確保されるよう、適切なサポート体制<u>を</u>の構築<u>する</u>を進めるとともに、職員向けの研修を実施する。 （理由） 自治体ごとに適切なサポートは異なると考えており、研修のみの手段に限らず検討を進めたいと考えているため</p>	
<p>【事務局回答】 ・貴庁の修正案を受け入れます。</p>	

「住所・所在地情報管理システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール (2) スケジュール 共通化の推進については、令和7年度の地方公共団体の公募を経て、令和8年度より「住居表示台帳の電子化」と「共通システム開発」を開始する。 令和9年度に「業務検証」を実施のうえ、今後の方針を検討する。 <u>共通化の推進に当たっては、地方公共団体にとって過度な負担とならないよう、必要な配慮をしつつ進める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会において、地方公共団体の負担に配慮したスケジュールとすることを依頼しました。 ・今後、国と地方が連携して取組を推進していくためには、地方公共団体に過度な負担が生じることのないよう、必要な配慮をしつつ進めることが望ましいことから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁（総務省）は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載問題ございません。</p>	

「決算統計業務システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>（ア）業務の実態（業務フロー等）及び（イ）システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム（以下「次期システム」という。）ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。</p> <p>共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算統計業務に必要な団体間のやり取りに関する機能（マニュアル等の資料共有や質疑応答の実施・過去質疑の参照）を集約し、決算統計業務は次期システム内で完結可能とする。 <p><u>（中略）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答項目を最小粒度のみ（小計欄や重複するデータは入力不要）に設定することで団体の入力項目数を削減し、提出及び検収・審査の負担を軽減 <p><u>※なお、コンバータやBI ツール機能の導入については、実現可能性調査の結果、今回の見直しにおいては見送る方針であるが、利便性向上の観点から、引き続き検討していく。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンバータ及びBI ツール機能については、今回の見直しにおける導入は見送る方針である旨を中間報告において報告いただきました。 ・中間報告において、委員からは、「やむを得ない」との意見があり、貴省からは「今後も検討していく必要がある」との見解が示されています。 ・ただし、これらの機能については、地方公共団体からの期待が大きく、引き続き検討することが望ましいと考えられるから、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※総務省は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載 受け入れ可能</p>	

「幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システム</p> <p>イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）</p> <p>災害時における幼稚園も含めた学校の被害状況等の情報収集及び共有について、原則、文部科学省の「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」を活用する（令和8年度以降）。</p> <p>運用状況を踏まえ、自治体のニーズを丁寧に把握した上で、適宜システムの改善を実施する。幼稚園に係る児童福祉施設等災害時情報共有システムの活用についてもその中で各自治体等からのニーズを踏まえ、検討する。</p> <p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>EduSurvey の運用状況に応じて、自治体のニーズを丁寧に把握した上で、適宜システムを改善する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係府省庁ヒアリングや共通化候補案に対する意見照会において、システム改善に関する意見が多数寄せられました。 （例） ・ 国からの調査を待たずに自治体の発意でシステムを活用した情報収集を始められるようにしていただきたい。 ・ 幼稚園の回答状況を自治体においても確認できるようにしていただきたい。 ・ 今後、運用状況を踏まえてシステム改善をするに当たっては、自治体のニーズを意見に丁寧に耳をいただきたいと考えています。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※文部科学省（こども家庭庁）は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ。</p>	

「幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>2. 共通化の方法 (2) 共通化の効果 ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 ○EduSurvey は、幼稚園も含めた学校全般を対象として既に令和4年度から運用を開始している汎用的な調査システムで活用実績もあり、被害状況等の情報収集ツールとして活用する場合、システム改修等の追加コストは不要である。<u>自治体のニーズを丁寧に把握した上でシステムの改善を実施する場合でも、費用対効果や国・地方を通じたトータルコストに留意する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会において、システム改善においては国・地方を通じたトータルコストを念頭において検討を進めていただきたいと依頼したところで す。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、必要となる事項であるため、左記修正意見をします。
<p>【回答】※文部科学省（こども家庭庁）は、修正意見に対する回答（受け入れの可否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ。</p>	

「幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システムに係る共通化推進方針案」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 <u>見え消し</u> ）	修正理由
<p>3. 共通化の推進スケジュール</p> <p>(1) 共通化を進める上での課題と対応方策</p> <p>EduSurvey の運用状況に応じて <u>（処理番号 10-1 の修文案）</u> 適宜システムを改善する必要がある。</p> <p><u>また、EduSurvey を利用する職員等への研修の実施等に係るサポートを検討する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会において、EduSurvey の運用に当たり、当該システムの活用に習熟していない者のため支援を検討いただきたいと依頼したところです。 ・ 今後、国と地方が協力して取組を推進していくためには、必要となる事項であるため、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※文部科学省（こども家庭庁）は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載修正受け入れ。</p>	

「社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムに係る実現可能性調査及び当該調査の結論を踏まえたデジタル庁による推進策の結果報告」に対する自治体意見等を踏まえた修正意見

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム

意見（※修正箇所は、 見え消し ）	修正理由
<p>3. 本検証の結論を踏まえたデジタル庁による推進策</p> <p>(2) 対応方針</p> <p>イ. 民間 SaaS の利活用検討について</p> <p>上記（ア）の対応を前提に、民間事業者の業務における電子化を見極めながら、民間 SaaS について各自治体の判断での導入可否を検討することが可能である（民間 SaaS の機能等は別紙 2 のとおり）。制度所管省庁においては、各自治体へ民間 SaaS について情報提供を行うとともに、制度改正時等、自治体の業務コストが発生することが見込まれる際は、民間 SaaS の機能も加味した、チェックリストの標準的な様式を示す こと等の検討も有効であると考えられる。そのため、制度所管省庁に対し自治体の意見も踏まえ標準的な様式の作成について検討いただくよう助言する。この際の費用対効果は、本検証の効果・コスト試算の考え方が参考となる。（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通化候補案に対する意見照会において、制度変更の都度、当該内容を検査内容に反映する負担を軽減するため、制度所管省庁においてチェックリストの標準的な様式を示すことを求める意見が寄せられています。 ・今後、国と地方が協力して取組を推進していくために、制度所管省庁に対し自治体の意見も踏まえチェックリストの標準的な様式の作成について助言いただくことが必要であり、左記修正意見をするものです。
<p>【回答】※デジタル庁は、修正意見に対する回答（受け入れの要否、受け入れられない場合はその理由等）を記載（修正案）</p> <p>上記（ア）の対応を前提に、民間事業者の業務における電子化を見極めながら、民間 SaaS について各自治体の判断での導入可否を検討することが可能である（民間 SaaS の機能等は別紙 2 のとおり）。この際の費用対効果は、本検証の効果・コスト試算の考え方が参考となる。制度所管省庁においては、各自治体へ民間 SaaS について情報提供を行うとともに、制度改正時等、自治体の業務コストが発生することが見込まれる際は、民間 SaaS の機能も加味した、チェックリストの標準的な様式を示すことも有効であると考えられる。そのため、自治体の意見も踏まえ、制度所管省庁におけるチェックリストの対し自治体の意見も踏まえ標準的な様式の作成のについて検討に資するよう、必要な情報提供を行う。いただくよう助言する。この際の費用対効果は、本検証の効果・コスト試算の考え方が参考となる。</p> <p>2. 利用拡大の実現可能性調査の結果</p> <p>(1) 共通化すべき業務・システムの調査</p>	

ア. 現状

(イ) システムの導入状況

その他、指導検査監査業務で活用可能な民間 SaaS が確認された。

3. 本検証の結論を踏まえたデジタル庁による推進策

(1) 共通化以外の方法の推進における課題

指導検査業務は社会福祉分野以外にも多数存在し、各分野の制度所管省庁において自治体に対する業務についての支援（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言など）を行っているが、制度所管省庁に対し、本検証の内容が周知されていないため、各制度所管省庁における指導検査監査に関する自治体への支援状況を把握した上で、必要な情報を提供する必要がある。

(別紙 2)

指導検査監査業務で活用可能なシステム・民間 SaaS の現状。

(理由)

チェックリストの内容に関する技術的な助言ではなく、制度所管省庁における検討についての懸念であることから、記載を修正し、併せて当該修正を考慮した、後続文章の記載位置の修正。また、平仄を揃える観点から、一部修正。

【事務局回答】

貴庁からの修正案を受け入れます。